

# リスクアセスメントに基づく 自律的な化学物質管理が強化されます！

2022年5月に労働安全衛生法が改正され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化されました。従前は努力義務であったリスクアセスメントの結果に基づくばく露濃度の低減措置などが、今回の法改正により**実施義務**となることや、リスクアセスメントの結果についての保存期間の設定などが追加されています。

## <リスクアセスメントとは？>

労働災害を防止するため、化学物質やその製剤の持つ**危険性や有害性を特定**し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、**リスクの低減対策を検討**することをいいます。

## <対象となる事業場は？>

業種、事業場規模にかかわらず、**対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場**が対象となります。製造業、建設業だけでなく、清掃業、飲食店、医療・福祉業など、様々な業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

## <リスクアセスメントの実施義務の対象物質は？>

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているか確認する必要があります。対象は**安全データシート（SDS）の交付義務の対象である物質**です。該当する物質は厚生労働省の以下のサイトで公開されています。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)

## <リスクアセスメントの流れ>

詳細は  
次ページ  
から

- ① 化学物質などによる危険有害性の特定（義務）
- ② リスクの見積もり（義務）
- ③ リスクの低減措置の内容の検討（義務）
- ④ リスク低減措置の実施（努力義務 → **義務\***）
- ⑤ 結果の記録・労働者への周知（義務・**一部内容追加\***）

※赤字が変更点等

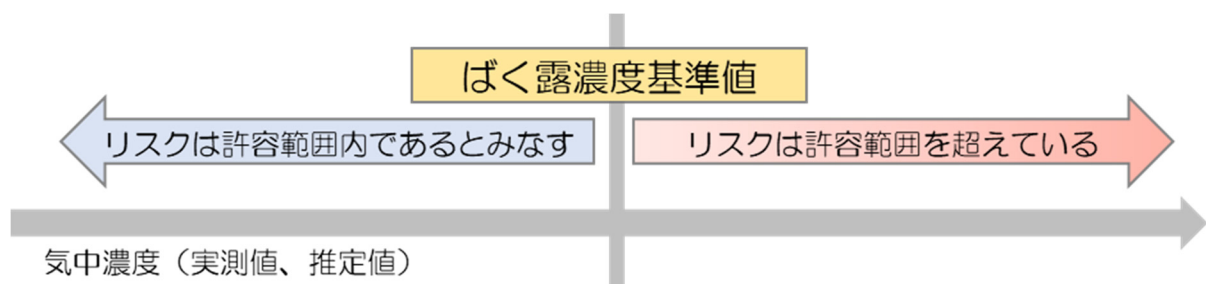


## ① 化学物質などによる危険有害性の特定（義務）

化学物質などについて、リスクアセスメントなどの対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに即して危険性または有害性を特定します。

## ② リスクの見積もり（義務）

作業場の気中濃度を測定し、対象物質の**ばく露濃度基準値と比較**する方法（**実測法**）によりリスクを見積もることができます。また、実測法が難しい場合などでは、気中濃度を推定し、ばく露濃度基準値と比較する方法（**推定法**）などによりリスクを見積もることができます。どの手法でリスクを見積もるかについては、事業者にて判断する必要があります。



### <実測法の例>

#### 作業環境測定

当社で対応可能  
(別紙参照)

作業場の定点にポンプ及び捕集剤を設置して測定を行います。作業環境中の濃度レベル・分布と化学物質の接触時間からばく露濃度を算出し、リスクを見積もります。

#### 個人ばく露測定

当社での対応  
可否は要相談

パッシブサンプラーなどを用いて、実際に個人がばく露する量（ばく露濃度）を呼吸域で把握する方法です。ばく露濃度基準値等と直接比較してリスクを見積もることが可能です。

#### リアルタイムモニター

測定機器から数字を直接読み取る簡易測定法です。短時間で測定可能で、繰り返し使用できます。混合溶剤の場合は気相中の組成比を把握する必要があります。

#### 検知管

当社での対応  
可否は要相談

比較的安価かつ専門的な設備や知識が無くても結果が得られるうえに、その場で測定結果が把握でき、発生源の特定などにも有用です。検知管以外にも採取器が必要です。



## <推定法の例>

### コントロール・バンディング

厚労省のHP「職場のあんぜんサイト」で、支援システムを提供しており、サイト上で必要な情報を入力すると、リスクレベルと、それに応じた実施すべき対策と参考となる対策シートが得られます。

### CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)

取扱い条件(取扱量、含有率、作業時間等)から推定したばく露濃度とばく露濃度基準値を比較する方法です。厚労省のHPからツールをダウンロードすることができます。

### ECETOC-TRA (英語版のみ)

欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)が提供するリスクアセスメントツール(ECETOC-TRA)は定量的評価が可能なツールとして普及しています。

## ③ リスクの低減措置の内容の検討 (義務)

リスクアセスメントの結果に基づき、次の優先順位でリスク低減措置の内容を検討します。

- (1) 代替物等の使用
- (2) 発生源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- (3) 作業の方法の改善
- (4) 有効な呼吸用保護具の使用

## ④ リスク低減措置の実施 (努力義務 → 義務)

- (A) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、③(1)~(4)の方法等により**最小限度にすることが義務化**されます。(2023.4.1~)
- (B) リスクアセスメント対象物のうち、**ばく露濃度基準値が設定されている物質**については**ばく露濃度基準値以下とすることが義務化**されます。(2024.4.1~)

## ⑤ 結果の記録・労働者への周知 (義務・**一部内容追加**)

低減措置の内容及び労働者のばく露の状況について、

- (1) 労働者に結果を周知する
  - (2) 労働者に意見を聴く機会を設ける
  - (3) 記録を作成し、3年間(がん原性のある物質は30年間)保存
- } **追加内容**

**追加内容**について、④(A)に係る部分は2023.4.1~、④(B)に係る部分は2024.4.1~義務化されます。



## リスクアセスメントに関連する法令の改正について

### <リスクアセスメント対象物質以外の対応> (2023.4.1~)

リスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により最小限度にする。(努力義務)

### <健康診断の実施・記録作成等> (2024.4.1~)

- ・リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を行う。
- ・ばく露濃度基準値設定物質について、ばく露濃度基準値を超えてばく露したときは、速やかに医師等による健康診断を実施する。
- ・上記の健康診断を実施した場合は、記録を作成し5年間（がん原性物質に係る健康診断については30年間）保存する。

### <がん原性物質の作業記録の保存> (2023.4.1~)

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は当該業務の作業歴について記録し、30年間保存する。

### <化学物質への直接接触の防止> (2023.4.1~ 又は 2024.4.1~)

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させる。

- ① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者  
→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用  
・努力義務（2023.4.1~） ・義務（2024.4.1~）
- ② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外<sup>①</sup>の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）  
→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務（2023.4.1~）

### <その他>

2022年5月の労働安全衛生法の改正では、リスクアセスメントに関連する内容の他にも改正が行われています。内容については、当社発行資料の「ザ・ナイツレポート [No.22002](#)、[No.22003](#)」を参照下さい。

No.22002



No.22003



当社では作業環境測定における長年の実績と経験があります。  
ご質問やご相談も承りますので、お気軽にお問い合わせください。

担当：分析担当者 杉山、佐藤（亮）（フリーダイヤル 0120-01-2590）



## 別紙 当社で作業環境測定として実績のある化学物質一覧 (2022.6.1 現在)

物質名	物質名
1, 1, 1-トリクロロエタン	三酸化二アンチモン (アンチモンとして)
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	シアン化カリウム
1, 1-ジメチルヒドラジン	シアン化水素
1, 2-ジクロロエチレン	シアン化ナトリウム
1, 2-ジクロロエタン	四塩化炭素
1, 2-ジクロロプロパン	酢酸イソブチル
1, 4-ジオキサン	酢酸イソプロピル
1-ブタノール	酢酸イソペンチル
1-ブromoプロパン	酢酸エチル
2-ブタノール	酢酸ノルマル-ブチル
N, N-ジメチルアセトアミド	酢酸ノルマル-プロピル
N, N-ジメチルホルムアミド	酢酸ノルマル-ペンチル
N-メチル-2-ピロリドン	酢酸ビニル
アクリルアミド	酢酸メチル
アセトニトリル	酸化プロピレン
アセトン	シクロヘキサノール
アンモニア	シクロヘキサノン
イソブチルアルコール	ジクロロメタン
イソプロピルアルコール	水銀及びその無機化合物
イソペンチルアルコール	スチレン
イソホロンジイソシアネート	テトラクロロエチレン
インジウム化合物	テトラヒドロフラン
エタノール	トリクロロエチレン
エチルエーテル	トリレンジイソシアネート
エチルベンゼン	トルエン
エチレンオキシド	ナフタレン
エチレングリコールモノエチルエーテル	鉛及びその化合物
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	ニッケルカルボニル
エチレングリコールモノブチルエーテル	ニッケル化合物
エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート	ニトロベンゼン
エチレングリコールモノメチルエーテル	二硫化炭素
塩化ビニル	ノルマルヘキサン
塩素化ビフェニル	ノルマルヘプタン
オルト-ジクロロベンゼン	砒素及びその化合物
カドミウム及びその化合物	弗化水素
キシレン	プロピレングリコールモノメチルエーテル
グルタルアルデヒド	ベータ-プロピオラクトン
クレゾール	ヘキサメチレンジイソシアネート
クロム酸及びその塩	ベリリウム及びその化合物
クロロベンゼン	ベンゼン
クロロホルム	ホルムアルデヒド
クロロメチルメチルエーテル	マンガン及びその化合物
五酸化バナジウム	メタクリル酸-2, 3-エポキシプロピル
コバルト及びその無機化合物	メタノール
	メチルイソブチルケトン
	メチルエチルケトン
	メチルシクロヘキサノール
	メチルシクロヘキサノン
	メチル-ノルマル-ブチルケトン
	メチレンビス (4, 1-フェニレン) =ジイソシアネート

